武蔵村山市立第十小学校

令和８年度　いじめ防止対策基本方針

1　基本理念

本校は、いじめ防止対策推進法、東京都いじめ防止対策推進条例、武蔵村山市いじめ防止対策推進条例、東京都いじめ防止対策推進基本方針、東京都教育委員会「いじめ総合対策【第３次】」及び武蔵村山市の方針等を踏まえ、全ての児童が安心して学び、生活できる学校づくりを推進する。

いじめは、児童の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、決して許されるものではない。

一方、いじめはどの学校でも、どの児童にも起こり得るとの認識に立ち、特定の児童だけを対象とするのではなく、全ての児童を対象とした未然防止を進める。

そのため、本校では「いじめを生まない、許さない学校づくり」を基本とし、児童自身がいじめについて考え、互いの違いや多様性を認め、よりよい人間関係を主体的につくることができるようにする。

2　いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、その行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめに該当するか否かについては、表面的・形式的に判断することなく、被害を受けた児童の立場に立って判断する。

また、けんかやふざけ合いに見える場合であっても、被害を受けた児童が感じている苦痛や人間関係、力関係等を丁寧に把握し、学校いじめ対策組織において組織的に判断する。

3　基本的な考え方

本校は、次の５点を基本として、いじめ防止等に取り組む。

(1) いじめを生まない学校づくり

児童一人一人の自己存在感を高め、互いを認め合う学級・学校づくりを進める。

(2) 児童の自己指導能力の育成

児童が自ら考え、判断し、行動し、よりよい人間関係をつくることができる力を育成する。

(3) いじめの積極的な認知と早期発見

「大したことではない」「子供同士のこと」として見過ごすことなく、いじめの兆候を早期に把握する。

(4) 組織的・迅速な対応

教職員が一人で抱え込まず、学校いじめ対策組織を中心に、管理職のリーダーシップの下で対応する。

(5) 関係機関・家庭との連携

保護者、教育委員会、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療・福祉機関、警察等と必要に応じて連携する。

4　学校いじめ対策組織

いじめ防止等の取組を実効的に行うため、「第十小学校いじめ対策委員会」を常設する。

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー等を基本メンバーとし、必要に応じて当該学年担任、特別支援教育コーディネーター、スクールソーシャルワーカー等を加える。

学校いじめ対策委員会は、次の事項を行う。

- 学校いじめ防止基本方針の策定・見直し
- 年間のいじめ防止プログラムの作成・実施・評価
- いじめに関する情報の収集・共有
- いじめの認知及び対応方針の決定
- 被害児童及びその保護者への支援
- 加害児童及びその保護者への指導・支援
- 重大事態の疑いがある事案への対応
- 教職員研修
- 学校評価による取組の検証

5　未然防止の取組

(1) 授業改善

全ての児童が「分かる・できる・認められる」授業を実現し、児童の自己存在感を高める。

(2) 学級経営

児童同士が互いの考えや個性を認め、安心して発言・相談できる学級風土を形成する。

(3) 道徳教育・人権教育

生命尊重、公正、公平、友情、思いやり、多様性の理解等を重視する。

(4) 児童主体の活動

児童会活動、学級活動等を通して、児童自身が「いじめを生まない、許さない学校」について考え、行動する機会を設ける。

(5) SNS・情報モラル教育

一人一台端末等を適切に活用する力を育成し、SNS やインターネット上のいじめ、画像・動画等の拡散について具体的に指導する。

(6) 特別支援教育との連携

児童一人一人の特性や困り感を理解し、必要な支援を行うことで、孤立や不適応を防止する。

6　早期発見

次の取組を組み合わせ、いじめの早期発見に努める。

- 日常の観察及び児童との対話
- 学級担任等による教育相談
- 定期的ないじめアンケート
- 学期ごとの児童理解・情報共有
- スクールカウンセラー等との連携
- 保護者からの相談への迅速な対応
- 欠席、遅刻、保健室利用、友人関係等の変化の把握
- 児童間の SNS 等を含むトラブルの把握

小さな兆候であっても、教職員間で速やかに情報共有し、必要に応じて学校いじめ対策組織で協議する。

7　いじめを認知した場合の対応

いじめを認知した場合は、次の原則に基づき対応する。

① 被害児童の安全を最優先する。

② 事実を丁寧かつ正確に把握する。

③ 担任等が単独で判断・対応しない。

④ 学校いじめ対策組織で情報を共有し、対応方針を決定する。

⑤ 被害児童及び保護者の心情に十分配慮する。

⑥ 加害児童についても、その行為の背景や要因を把握し、適切な指導・支援を行う。

⑦ 必要に応じて教育委員会、関係機関、警察等と連携する。

⑧ 対応後も継続して児童の状況を確認する。

なお、いじめの解消については、謝罪や一時的な行為の停止のみをもって判断せず、いじめに係る行為が止んでいること、被害児童が心身の苦痛を感じていないこと等を踏まえ、組織的・継続的に確認する。

8　重大事態への対応

次のような事態が生じた場合には、重大事態の可能性を踏まえ、法令及び文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき、速やかに対応する。

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- その他、児童や保護者から重大な被害が生じたとの申立てがあった場合等

重大事態の疑いを把握した段階から、児童の安全確保を最優先し、速やかに学校及び教育委員会が連携して対応する。

また、重大事態に関する記録については、「いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どうした」等の事実を正確に記録・保存する。

9　関係機関との連携

いじめの内容や程度に応じて、武蔵村山市教育委員会、武蔵村山市教育相談室、子ども家庭センター、東京都教育相談センター、児童相談所、医療機関、警察等と連携する。

特に、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、学校だけで抱え込まず、警察への相談・通報を含め、適切に対応する。

10　保護者との連携

いじめを認知した場合には、被害児童及びその保護者に対し、事実確認の結果、学校の対応方針及び今後の支援について丁寧に説明する。

加害児童の保護者に対しても、確認した事実を適切に伝え、学校と家庭が共通理解の下で、児童の成長を支援できるよう連携する。

情報共有に当たっては、児童の人権、個人情報及びプライバシーに十分配慮する。

11　教職員研修

年度当初の職員会議等において、本方針、いじめ防止対策推進法、東京都及び武蔵村山市の方針、重大事態ガイドライン等について全教職員で確認する。

また、年間を通して、次の研修を実施する。

- いじめの定義と積極的認知
- いじめの早期発見
- 児童理解及び学級経営
- SNS・ネット上のいじめへの対応
- 特別な支援を要する児童への理解
- 重大事態発生時の対応
- ケース会議・組織的対応の在り方

12　年間取組計画

4 月　方針の確認、教職員研修、児童・保護者への周知

5 月　学級開き、人間関係づくり、児童理解

6 月　いじめ防止に関する授業・児童会活動

7 月　1 学期の取組評価・情報共有

9 月　夏季休業後の児童の変化の把握

10 月　教育相談、いじめアンケート

11 月　人権教育・道徳教育の充実

12 月　取組状況の検証

1 月　児童理解・教育相談

2 月　次年度に向けた課題整理

3 月　学校評価・基本方針の見直し

※年間を通して、日常的な児童観察、教育相談、情報共有及び学校いじめ対策組織による対応を行う。

13　学校評価と方針の見直し

いじめ防止等の取組について、児童、保護者及び教職員へのアンケート等を活用して評価する。

評価に当たっては、いじめの認知件数の多寡のみを成果指標とせず、

- 児童が安心して学校生活を送ることができているか
- 困ったときに相談できる環境があるか
- 教職員間の情報共有が機能しているか
- 児童がいじめについて考え、行動できているか
- いじめの早期発見・早期対応が機能しているか

等の観点から検証する。

評価結果を踏まえ、年度末に本方針及び年間取組計画を見直し、次年度の取組に反映する。

14　児童・保護者への周知

本方針は、学校ホームページへの掲載、保護者会等での説明、児童への指導等を通して、年度当初に児童、保護者及び関係者に周知する。

本校は、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となり、「いじめを生まない、許さない学校」の実現を目指す。